

平成19年9月21日発行

\* \* \* \* \*  
担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第84号） \*  
\* \* \* \* \*

今週のインデックス

【1】品目横断的経営安定対策の経営規模要件等について

【2】最新情報

～認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体の認定状況（19年6月末）を  
公表～

【1】品目横断的経営安定対策の経営規模要件等について

今回は、品目横断的経営安定対策の経営規模要件、特に様々な特例について考えてみます。

本対策の加入の要件となる面積の規模は、認定農業者の場合、都府県で4ヘクタール以上、北海道で10ヘクタール以上、集落営農組織の場合、20ヘクタール以上を基本としています。これは、稲や麦などの土地利用型農業の構造改革を推進し、農業経営者自らが将来的に他産業並みの所得を確保できる農業経営に発展していく努力を促すという観点から、現状で他産業並みの所得を確保できると考えられる面積の概ね2分の1となるように設定したものです。言い換えれば、皆さんが将来にわたって効率的かつ安定的な農業経営を目指す上で必要となる面積の半分の水準で設定されているのです。

また、この経営規模に達していなくても、地域の農地の状況や営農の特徴を十分に考慮して、集落の農地面積が少ない場合や、経営面積は小さいものの、野菜や畜産部門などの複合経営により相当水準の所得を上げている場合等については、別途の基準（特例）が設けられ、加入できるようになっていることはご存じのとおりです。

19年産の加入申請結果について、この特例の活用状況をみると、集落営農組織の方が認定農業者より活用割合が高く、地域的には、東日本よりも西日本において活用割合が高くなっていることが分かりました。これは農家1戸当たりの経営規模が相対的に小さいこと、地域の農地面積が少ないこと等によるものと考えられます。ただし、同じような地域であっても、県によって活用割合に差異がみられています。

このような地域的なバラツキが生じたのは、地域によって特例の周知度合いに差異があったことによるものか、農家の皆さんが特例の内容を良く理解した上で、その活用について判断した結果かのいずれかではないかと考えています。このことについては、今後、地域ごとに更に詳しく分析し、次年度以降の地域における取組に活かしていく必要があると考えています。

## 【 2 】最新情報

～ 認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体の認定状況（19年6月末）を公表～

農林水産省では、平成19年6月末現在の認定農業者数、特定農業法人数及び特定農業団体数を取りまとめ、ホームページ上で公表しました（8月29日）。

このうち、認定農業者数については、19年3月末と比べ5,620増加し、昨年同時期の増加数（+4,339）を上回りました。

また、特定農業団体数についても、19年3月末と比べ420増加し、昨年同時期の増加数（+119）を大幅に上回りました。

公表した資料はこちらのURLからご覧ください！

<http://www.maff.go.jp/ninaite/menu3/kaizen.html>

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

このメルマガへの御意見・御感想はこちらから。

[https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM\\_NO=120](https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120)

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～ 品目横断的経営安定対策を含む担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>